

09 厚生労働省 (構造特区第25次 再々検討要請).xlsx

管理コード	実施計画(事業名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の意見	「措置の内容」の意見	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の創設・関係有無	
090010	病院等医療法人による病院等開設事業	医療法第7条第5項における「設置許可の申請」	構造改築特別区域法第3条(設置等の特別)	株式会社から高度な医療を提供する病院又は診療所の設置許可の申請があった場合には、府等の意見を求めた上で、設置許可の申請を審査する。審査の結果、設置許可を付与する。設置許可を付与する場合は、設置許可を付与する旨を通知し、設置許可を付与しない場合は、設置許可を付与しない旨を通知する。	株式会社から高度な医療を提供する病院又は診療所の設置許可の申請があった場合には、府等の意見を求めた上で、設置許可の申請を審査する。審査の結果、設置許可を付与する。設置許可を付与する場合は、設置許可を付与する旨を通知し、設置許可を付与しない場合は、設置許可を付与しない旨を通知する。	C, D	構造改築特別区域法第3条(設置等の特別)	株式会社から高度な医療を提供する病院又は診療所の設置許可の申請があった場合には、府等の意見を求めた上で、設置許可の申請を審査する。審査の結果、設置許可を付与する。設置許可を付与する場合は、設置許可を付与する旨を通知し、設置許可を付与しない場合は、設置許可を付与しない旨を通知する。	右提案者からの意見として、再々検討要請を求めたい。再々検討要請を求めたい。再々検討要請を求めたい。再々検討要請を求めたい。	「高度な医療に該当するための要件」について、当該要件はこれまで厚生労働省医政局が「構造改築特別区域法第18条第1項」に定められている通り、高度な医療技術を用いること、他、倫理及び安全性の観点から適切でないことが条件となっている。また、設置許可を付与する場合は、設置許可を付与する旨を通知し、設置許可を付与しない場合は、設置許可を付与しない旨を通知する。再々検討要請を求めたい。再々検討要請を求めたい。再々検討要請を求めたい。再々検討要請を求めたい。	D	「措置の内容」の意見として、再々検討要請を求めたい。再々検討要請を求めたい。再々検討要請を求めたい。再々検討要請を求めたい。	構造改築特別区域法第3条(設置等の特別)	株式会社から高度な医療を提供する病院又は診療所の設置許可の申請があった場合には、府等の意見を求めた上で、設置許可の申請を審査する。審査の結果、設置許可を付与する。設置許可を付与する場合は、設置許可を付与する旨を通知し、設置許可を付与しない場合は、設置許可を付与しない旨を通知する。	構造改築特別区域法第3条(設置等の特別)	構造改築特別区域法第3条(設置等の特別)	構造改築特別区域法第3条(設置等の特別)	構造改築特別区域法第3条(設置等の特別)	構造改築特別区域法第3条(設置等の特別)	構造改築特別区域法第3条(設置等の特別)
090020	先進医療の普及等の特別			先進医療の普及等の特別	先進医療の普及等の特別	C, IV		先進医療の普及等の特別	先進医療の普及等の特別	先進医療の普及等の特別	C, IV		先進医療の普及等の特別	先進医療の普及等の特別	先進医療の普及等の特別	先進医療の普及等の特別	先進医療の普及等の特別	先進医療の普及等の特別	先進医療の普及等の特別	
090030	保育・介護施設を相互に用途変更する場合の施設整備に係る補助金返還の特例の創設			地方公共団体が行う財産処分については、①10年度以後の転用、無償譲渡等②社会福祉基本計画に基づく10年度以後の転用、無償譲渡等③次等寄附による取組等④保育等に係る取組等⑤保育等に係る取組等⑥保育等に係る取組等⑦保育等に係る取組等⑧保育等に係る取組等⑨保育等に係る取組等⑩保育等に係る取組等	住民の年齢構成の変化に伴う施設需要の変化に対して、柔軟な対応を可能とするために、保育・介護施設を相互に用途変更する場合に、補助金を返還する旨を規定する。また、施設整備に係る補助金返還の特例を創設する。	D, IV		住民の年齢構成の変化に伴う施設需要の変化に対して、柔軟な対応を可能とするために、保育・介護施設を相互に用途変更する場合に、補助金を返還する旨を規定する。また、施設整備に係る補助金返還の特例を創設する。	要請の要請に同意する。要請の要請に同意する。要請の要請に同意する。要請の要請に同意する。	「施設整備に係る補助金返還の特例」について、再々検討要請を求めたい。再々検討要請を求めたい。再々検討要請を求めたい。再々検討要請を求めたい。	D, IV		施設整備に係る補助金返還の特例	施設整備に係る補助金返還の特例	施設整備に係る補助金返還の特例	施設整備に係る補助金返還の特例	施設整備に係る補助金返還の特例	施設整備に係る補助金返還の特例	施設整備に係る補助金返還の特例	
090040	保育所を運用した「園ナカビズ」の活用を促進する事業			施設整備に係る補助金返還の特例	施設整備に係る補助金返還の特例	C, I		施設整備に係る補助金返還の特例	施設整備に係る補助金返還の特例	施設整備に係る補助金返還の特例	C, I		施設整備に係る補助金返還の特例	施設整備に係る補助金返還の特例	施設整備に係る補助金返還の特例	施設整備に係る補助金返還の特例	施設整備に係る補助金返還の特例	施設整備に係る補助金返還の特例	施設整備に係る補助金返還の特例	
090051	精神病床から一般病棟への転用			精神病床から一般病棟への転用	精神病床から一般病棟への転用	D		精神病床から一般病棟への転用	精神病床から一般病棟への転用	精神病床から一般病棟への転用	D		精神病床から一般病棟への転用	精神病床から一般病棟への転用	精神病床から一般病棟への転用	精神病床から一般病棟への転用	精神病床から一般病棟への転用	精神病床から一般病棟への転用	精神病床から一般病棟への転用	
090052	診療報酬の支払いに関する要件緩和			診療報酬の支払いに関する要件緩和	診療報酬の支払いに関する要件緩和	C, III		診療報酬の支払いに関する要件緩和	診療報酬の支払いに関する要件緩和	診療報酬の支払いに関する要件緩和	C, III		診療報酬の支払いに関する要件緩和	診療報酬の支払いに関する要件緩和	診療報酬の支払いに関する要件緩和	診療報酬の支払いに関する要件緩和	診療報酬の支払いに関する要件緩和	診療報酬の支払いに関する要件緩和	診療報酬の支払いに関する要件緩和	



09 厚生労働省 (構造特区第25次 再々検討要請) .xlsx

管理コード	提案事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	指番号 指番号 指番号 指番号	指番号 指番号 指番号 指番号	各府県からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「指番号」 の 見直し	「指番号」 の 見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要 請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の創設・改修 の有無
090130	保育所型認定こども園の有期認定の廃止	教育令	保育所型認定こども園の認定については、5年を超えない範囲内においてその有効期間を定める。	保育所型認定こども園のみ期間(5年)を超えない範囲内を認定することとしている旨を、保育所型認定こども園の認定に際しては、5年を超えない範囲内においてその有効期間を定める。	H25.4現在兵庫県下41市町のうち待機児童がある市町は11市町で、約3/4の市町には待機児童がいないことから、いわゆる習得的待機児童があることを考慮しても、一律に保育所型認定の廃止を期しては、保育需要の減少が及ぼされる。また、認定こども園もまた、保育需要が増加するのならば、その時点で保育所型認定こども園を申請し、保育所に移行することが可能。また、認定こども園の廃止は、認定こども園を申請し、保育所に移行することにより、保育所型認定こども園の有期認定の対象となることは適合しない。	C	I	保育所型認定こども園については、地域における保育需要が増加した場合は、「保育」に加え、加えて、今後ますます少子化が進むと見られ、保育需要の減少が及ぼされる。また、認定こども園もまた、保育需要が増加するのならば、その時点で保育所型認定こども園を申請し、保育所に移行することが可能。また、認定こども園の廃止は、認定こども園を申請し、保育所に移行することにより、保育所型認定こども園の有期認定の対象となることは適合しない。	将来的な保育需要に対応するため、有期認定が必要と見込まれるが、併せて地区の指定範囲内において、一定期間の有期認定等を指定し、地域の保育需要の増加が想定される場合は、保育所型認定こども園への移行を促すこととする。また、認定こども園もまた、保育需要が増加するのならば、その時点で保育所型認定こども園を申請し、保育所に移行することが可能。また、認定こども園の廃止は、認定こども園を申請し、保育所に移行することにより、保育所型認定こども園の有期認定の対象となることは適合しない。			保育所型認定こども園については、保育所を併用して保育に支けない子どもも受け入れることができるという事実上、地域における保育需要が増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、地域における保育需要の増加に応じて、保育所と併用して保育を行うことが必要と見込まれる。また、認定こども園もまた、保育需要が増加するのならば、その時点で保育所型認定こども園を申請し、保育所に移行することが可能。また、認定こども園の廃止は、認定こども園を申請し、保育所に移行することにより、保育所型認定こども園の有期認定の対象となることは適合しない。		保育所を保育所型認定こども園として認定するに当たり有期認定とする理由は、地域における保育需要が増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、認定こども園もまた、保育需要が増加するのならば、その時点で保育所型認定こども園を申請し、保育所に移行することが可能。また、認定こども園の廃止は、認定こども園を申請し、保育所に移行することにより、保育所型認定こども園の有期認定の対象となることは適合しない。			兵庫県	兵庫県	内閣府 厚生労働省 文部科学省
090140	私立保育所における3歳未満児に対する給食の外側輸入の実施	児童福祉法 私立保育所法	3歳未満児の給食の外側輸入については、特定国の認定を受けた公立保育所のみ行うことができる。	公立・私立を問わず保育所の適切な運営を図るため、公立保育所が給食の外側輸入を認められること、私立保育所もまた、給食の外側輸入を行うことができる。	公立・私立を問わず保育所の適切な運営を図るため、公立保育所が給食の外側輸入を認められること、私立保育所もまた、給食の外側輸入を行うことができる。	C	III	公立・私立を問わず保育所の適切な運営を図るため、公立保育所が給食の外側輸入を認められること、私立保育所もまた、給食の外側輸入を行うことができる。	公立保育所では、特定国により認定を受けた児童の給食の外側輸入が認められること、私立保育所では認められておらず、公立保育所とのフランスを、国立・私立保育所との取組を、また、平成28年度で進捗しているのではないか、すみやかに再検討をお願いしている。			平成24年度に行われた評価・調査委員会では、3歳未満児に必要な個別対応が確保されている一方で、私立保育所では認められておらず、公立保育所とのフランスを、国立・私立保育所との取組を、また、平成28年度で進捗しているのではないか、すみやかに再検討をお願いしている。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し、回答を求めたい。			兵庫県	兵庫県	厚生労働省	
090150	救急医療の範囲の拡大(超音波検査装置による医療機器の活用)	救急医療法 救急医療法施行規則	救急医療の範囲を拡大する旨を定めることとする。	救急医療の範囲を拡大する旨を定めることとする。	救急医療の範囲を拡大する旨を定めることとする。	C	IV	救急医療の範囲を拡大する旨を定めることとする。	救急医療の範囲を拡大する旨を定めることとする。			救急医療の範囲を拡大する旨を定めることとする。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し、回答を求めたい。	救急医療の範囲を拡大する旨を定めることとする。			東京都	厚生労働省	
090160	東洋医学を利用した医師の医療行為の許可・拡充	東洋医療法 東洋医療法施行規則	東洋医学を利用した医師の医療行為の許可・拡充を行うこととする。	東洋医学を利用した医師の医療行為の許可・拡充を行うこととする。	東洋医学を利用した医師の医療行為の許可・拡充を行うこととする。	C	III	東洋医学を利用した医師の医療行為の許可・拡充を行うこととする。	東洋医学を利用した医師の医療行為の許可・拡充を行うこととする。			東洋医学を利用した医師の医療行為の許可・拡充を行うこととする。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し、回答を求めたい。	東洋医学を利用した医師の医療行為の許可・拡充を行うこととする。			兵庫県	厚生労働省	
090170	海外医師免許保有者等による医師の許可	医師法 医師法施行規則	海外医師免許保有者等による医師の許可を行うこととする。	海外医師免許保有者等による医師の許可を行うこととする。	海外医師免許保有者等による医師の許可を行うこととする。	C	I	海外医師免許保有者等による医師の許可を行うこととする。	海外医師免許保有者等による医師の許可を行うこととする。			海外医師免許保有者等による医師の許可を行うこととする。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し、回答を求めたい。	海外医師免許保有者等による医師の許可を行うこととする。			兵庫県	厚生労働省	
090180	職業訓練法人設立の認定要件の特例	職業訓練法 職業訓練法施行規則	職業訓練法人設立の認定要件の特例を行うこととする。	職業訓練法人設立の認定要件の特例を行うこととする。	職業訓練法人設立の認定要件の特例を行うこととする。	C	I	職業訓練法人設立の認定要件の特例を行うこととする。	職業訓練法人設立の認定要件の特例を行うこととする。			職業訓練法人設立の認定要件の特例を行うこととする。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し、回答を求めたい。	職業訓練法人設立の認定要件の特例を行うこととする。			東京都	法務省 厚生労働省	

管理コード	提案申請(申請者)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の異議あり	「措置の内容」の異議あり	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の形態・関係府庁			
090190	外国人留学生の就労ビザの滞在期間延長	出入国管理及び難民認定法第19条第2項	資格外活動は、各在留資格に定める本来の活動を指さない範囲内で、相違と認められる場合に許可される。	留学生在留資格である者が就労中に就労するに当たって、在留資格に定められた範囲内で、相違と認められる場合に許可される。	<p>【提案内容】</p> <p>①在留資格「留学」での資格外活動の際に必要な許可を不要とする。 ②学校の卒業後インターンシップを継続している場合は、在留資格変更許可を受けることなく、在留資格「留学」のままインターンシップと就職活動を可能とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>兵庫県淡路市近海地区にグローバルBPOセンターを設立し、地域の雇用創出を行っていく。留学生在が、グローバルBPOセンターの業務として、海外からの受電対応や顧客対応などを行っていき定着している。またBPOセンターは外国人も派遣先(クライアント)として「国際村」として、外国人の生活環境・教育環境の整備や外国文化に関する商業施設の整備を計画している。その中で、留学生在が留学中にインターンシップとしてBPOセンターおよび国際村の教育施設や商業施設にて就労し、また学校卒業後も就職活動と平行して継続したインターンシップを、地域・受入企業を限定することで、煩雑な手続きを行っていき継続し、就業活動を行えるようにする。</p> <p>【規制緩和での効果】</p> <p>昨今キャリア教育の一環としてインターンシップを単位認定する大学等も多いが、日本での就業を促す外国人留学生には、日本人以上に手厚く就業体験を積ませる必要がある。学校・企業の協力により、卒業後も長期的にインターンシップ就労を受けられる状態を認めていただく。インターンシップにはそれに関する労働に関する権利を保障することにより、留学生在を受け入れる企業の増加が見込める。それにより留学生在が就業経験を長期的に積むことができる体制ができれば、国際力として企業に入社できる外国人が増え、ひいては日本企業の国際競争力の向上にも資するものになると考える。</p>	C	I	<p>入管法第19条第2項の規定により「留学」の在留資格で、収入を伴う事業を営む活動又は報酬を受ける活動を行う場合には、資格外活動の許可を補填しなければならないとしており、その許可の範囲を逸脱した活動を行った場合には、罰則や法的強制の対象となる旨は「暫定法」にも明記されている。このように「資格外活動」の許可は出入国管理制の趣旨に即して行われ、許可を不要とするには困難である。</p> <p>なお、実質については報酬とはみなされないため、実質的に支払われるインターンシップ活動であれば、現行でも資格外活動許可は不要である。</p> <p>また、留学生の卒業後の就職支援として、留学生在が大学等を卒業後に継続して就職活動を行う場合について、一定の要件の下で「有期活動」への在留資格変更許可、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長1年間滞在することが可能となっており、報酬制又は実質的に支払われるインターンシップであれば特設の制限は設けていないことから、当該在留資格の下でインターンシップを行うことは認められる。</p>														